

## 会 議 録

会議の名称	平成24年度第1回茨木市環境審議会
開催日時	平成25年2月20日(水) 午後3時00分 開会 ・ 午後4時30分 閉会
開催場所	茨木市役所 南館3階 防災会議室
会 長	圓入 克介
出席者	石山 郁慧、圓入 克介、近藤 明、阪本 重夫、相馬 芳枝、 天保 好博、箱田 正輝、原田 智代 (8人)
欠席者	瀧端 真理子、玉井 昌宏、三輪 信哉、村瀬 径介 (4人)
傍聴人	1人
市	田中産業環境部長、西林産業環境部次長、松本環境政策課長、 神谷環境保全課長、松山環境政策課長代理兼政策係長、 東井環境政策課減量企画係長、渡邊環境政策課生活環境係長、 細井職員(8人)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の環境への取り組みについて</li> <li style="padding-left: 2em;">地球温暖化対策実行計画の推進状況について</li> <li style="padding-left: 2em;">本市のごみ排出量・資源物量の推移について</li> <li>・その他</li> </ul>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いばらきの環境(平成23年度 年次報告書)</li> <li>・茨木市地球温暖化対策実行計画の推進状況</li> <li>・本市のごみ排出量・資源物量の推移</li> <li>・茨木市審議会等の会議の公開に関する指針</li> <li>・茨木市環境審議会傍聴要領</li> <li>・茨木市環境審議会規則</li> <li>・茨木市環境審議会委員名簿</li> </ul>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	1 開会
	2 部長あいさつ
	3 委員紹介
	4 市出席者紹介
	5 審議会会長・副会長の選任
事務局	<p>第5期審議会の会長と副会長の選任を願いたい。会長・副会長の選任については、本市審議会規則第2条により、委員の互選により定めると規定されており、会長及び副会長の互選を願いたい。事務局としては、これまでの尽力のあった功績から、会長に圓入委員、副会長に三輪委員を考えているが、どうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p> <p>異議なしということで、会長には圓入委員に、副会長には、三輪委員に就任を願いたい。</p>
	6 会長あいさつ
	7 審議会の成立確認
会長	<p>本日の委員の出席状況について、事務局から報告を願いたい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>本日は12人の委員のうち、8人に出席いただいている。瀧端委員、玉井委員、三輪委員、村瀬委員からは、欠席の旨連絡をいただいている。</p>
会長	<p>本日は半数以上の委員が出席しているので、審議会規則第3条第2項により会議は成立している。</p>
	<p>8 公開・非公開の決定</p>
会長	<p>議事に入る前に、本会議の公開・非公開の決定について審議したい。</p> <p>審議会等の会議の公開に関する件について、事務局から説明を願いたい。</p>
事務局	<p>資料3「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」の第2によって、原則として審議会を公開の対象となる会議と規定しているが、同指針第4では公開・非公開を審議会の中で決定することとしている。</p> <p>なお、資料4として傍聴要領(案)を用意している。</p>
会長	<p>指針に沿って、本審議会を公開としてよいか。</p> <p>(「異議なし」との声あり。)</p> <p>異議なしということで、会議は公開とする。あわせて資料についても傍聴者に閲覧を許可してもよいか。</p> <p>(「異議なし」との声あり。)</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>異議なしということで、資料の閲覧を許可する。</p> <p>審議会の議事録については、発言者の個人名は出さずに、例えば、A委員、B委員とし、要点を議事録としてまとめたいが、どうか。</p> <p>(「異議なし」との声あり。)</p> <p>異議なしということで、そのようにする。それでは、傍聴人入室を認める。</p> <p>(傍聴人1人入場)</p> <p>9 議題</p>
会長	<p>それでは、議題に入りたい。本日は、報告が主となっているので、まとめて最後にご意見、ご質問をいただきたい。事務局から説明を願いたい。</p>
事務局	<p>茨木市の環境への取り組み、『地球温暖化対策実行計画の推進状況』、『ごみ排出量・資源物量の推移』について報告。</p>
会長	<p>事務局からの報告内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。</p>
A委員	<p>資料1の まちの姿1 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまちに、高効率給湯器等補助制度とあるが、1件あたりの補助金額はいくらなのか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	家庭用燃料電池が上限10万円、潜熱回収型給湯器が上限2万円、CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器、太陽熱温水器がそれぞれ上限3万円である。
B 委員	資料1の別紙に、茨木市地球温暖化対策実行計画における評価指標例が挙げられているが、目標年次や中間年に達成できているのかどうかを示すため、できるだけ数値化をし、3段階若しくは、5段階での指標設定を検討してみてもどうか。ごみの減量などは明確な数値化ができる。
事務局	評価指標の例として挙げているので、頂いたご意見を参考にし、今年度の取組実績をもとに、次年度以降に指標設定について検討していきたい。
C 委員	温室効果ガスの削減について、経済が疲弊しており、経済全体が落ち込んでいるから温室効果ガス排出量、ごみ量も減っているのではないかと。経済が上向きになれば、どうなるのか。このことを、評価要素として入れているのか。
事務局	現在の社会情勢を踏まえ、高効率の機器や低燃費自動車等の普及も考慮し2020年の目標を設定したものである。
C 委員	ごみ排出量も同様であるのか。前年度比99%程度であるが、産業活動が落ち込んでいる時期であることを考慮すると、逆に排出量は伸びているのではないかと。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	家庭系ごみは、経済の伸びや人口の増減が影響するため、市民一人あたりの目標設定としている。
C 委員	事業系のごみについての指標はないのか。
事務局	現在、事業系ごみは総量で目標を設定している。
D 委員	資料1の3ページ、エコオフィスプランいばらきに関して、用紙類とガソリン使用量の値が基準年度を上回っている。その理由は何か。
事務局	用紙類は、府からの権限移譲に伴う事務の増加や、冊子類の作成を外部発注から内部での印刷に移行したことなどが要因であると考えている。ガソリン使用量の増加に関しては、現場確認の増減も影響していると考えられるが、明確にお答えすることができない。
D 委員	エコカーの普及促進をしながら、ガソリン使用量の増加はいかがなものか。
B 委員	社会情勢が一昨年3月11日の東日本大震災以降、大きく変わっており、国の方針もどうなるかわからない状況であるが、地球温暖化対策実行計画の目標設定は、現在の社会情勢を踏まえたものなのか違和感がある。
事務局	計画を検討したのは震災以降であり、平成24年の3月に策定したものである。国においてエネルギー政策の見直しが行われている中であつたので、国の目標設定には従わず、本市が取り組める範囲のものになってい

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>る。地球温暖化対策推進委員会の意見等を踏まえ設定しているが、進捗管理は社会情勢を見ながら行っていくものと計画には記載している。</p>
B 委員	<p>そうであれば、地球温暖化対策実行計画に平成22年度からの取組実績が記載されている理由は何か。</p>
事務局	<p>平成24年度を取組を過去の内容と比較するために記載している。</p>
E 委員	<p>資料1の別紙『目標年度における排出量と削減量』の表に2020年度の基準年度比(1990年度)削減率Bau12%減とあるが、何を基準に12%と算出したのか。</p>
事務局	<p>家電製品等の性能向上、再生可能エネルギーや低燃費自動車等の普及により、特に対策を講じなくとも12%は減少すると見込んでいる。8%を減らす対策を行うとして、中期目標を市民一人あたり20%減としている。</p>
E 委員	<p>12%の根拠は何か。</p>
事務局	<p>独立行政法人 国立環境研究所による温室効果ガス排出量の試算などを参考にしている。</p>
F 委員	<p>資料2の家庭系ごみは市民一人あたりで算出している。事業系においても、基準となる単位を設定できないか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	会社は事業内容によってごみの排出量は大きく異なる。
F 委員	事業ごとに分けて社会情勢を考慮できないか。
事務局	事業所ごとに確認することができるならよいが難しい。また、一概に経済状況によりごみの排出量が少ないとも言えない。例えば、平成23年度は22年度に比べて事業系ごみの総量が増加している。理由を調べたところ、食品関係の事業所が市内に増加していたからであった。食品ごみは水分を含んでいるので重量が増えることもあり、食品リサイクルに回すよう指導している。平成23年度には減量傾向がみられ、24年度も現在のところ前年度比マイナスとなっている。基準となる単位の設定が難しいのが現状である。
B 委員	資料2の5ページの事業系ごみ対策の表はどう読めば良いのか。実態と現状がずれているのか。
事務局	事業系ごみの収集は市が許可した回収業者に各事業所が委託している。市は、回収業者からおおよその回収量の数字を報告していただいている。実際担当者とお話しすると、数字がずれることがある。提出していただいた書類だけでは分からないことがあり、事業所を訪問してごみの内容物、集積場所等も確認した上で、ごみ排出量が3 t以上なのかそうでないのか確認している。
G 委員	事業系ごみを排出している立場からすると、回収



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>業者が数か所まとめて収集した後、収集量の報告を受ける。収集はまとめて行われるので、売り上げの按分でこちらに報告がある。市職員が事業所を訪問しても回答は難しい。一つ一つ測ることは、回収業者としても難しい。</p>
F 委員	<p>資料 1 の別紙、茨木市地球温暖化対策実行計画における評価指標例で、生活関係に関するものが多いように感じる。その中で、5 の指標として里山保全体験人数と市民農園入園者数は指標として適切ではないと考える。他の指標を考えて欲しい。</p>
会長	<p>他に何かないか。</p>
B 委員	<p>資料 1 で、省エネナビモニターの取組世帯数が減ってきているのはなぜか。緑のカーテンも同様に減ってきているのはなぜか。</p>
事務局	<p>省エネナビモニターに関しては第 1 期、第 2 期は引き続き取り組んで頂いた方もいる。3 期は、応募してきた方の中に、自宅に機器の取り付けができない方もいたため減っている。</p> <p>緑のカーテンに関しては、平成 22、23 年度は事業所の中に学校と保育所も含まれていたが、24 年度からは、学校等において緑のカーテンに市全体での取り組むこととしたので、事業者数が減っている。</p>
B 委員	<p>省エネナビが減った理由としては、太陽光パネルを設置すると、自宅内のモニター等で電力使用量が確認</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	できるようになったこともあるかもしれない。
会長	他に何かないか。
E 委員	資料 1 の 4 ページにある、生ごみ処理機のコンポストの大きさはどのぐらいなのか。
事務局	バケツ程度の大きさのものから、ポリタンク程度の大きさに設置するサイズまでである。
E 委員	購入者が自身の希望に応じて機器を購入するのか。
事務局	どの大きさの機器を購入するかは、購入者によりそれぞれである。補助金額は、コンポスト式が上限 5 千円、電気式が上限 2 万円となっている。
D 委員	環境フェアは、以前は 6 月に開催されており、現在は 10 月に変更になったと思うが、6 月開催時の方が集客数が多かったように感じる。6 月から 10 月になった理由は何か。
事務局	契約方法をプロポーザル方式に変更したことにより、事務手続きの期間が必要なためである。また、10 月は 3 R 推進月間であり、近年は 10 月開催としている。センターホールで子どもを対象としたショーを行っており、集客人数は大きく変わっていない。
D 委員	八尾市の環境フェスティバルにも参加したが、親子の集客に「エコ戦士」のショーがあり、直接エコ戦士

